

小川サケ有効利用調査委員会 令和5年度キャンセル料規則

- 「小川サケ有効利用調査委員会 令和5年度調査規則」（以下「調査規則」という。）第4項に定める施設利用料について、委員会による応募者への調査員の確定通知後に、調査員の事情により調査に参加しなかった場合（以下「不参加」という。）、委員長は、施設利用料に代わる違約金（以下「キャンセル料」という。）を調査員に課するものとする。
- キャンセル料は、次の表のとおりとする。

	券種別	1人あたりの キャンセル料
調査日から数えて7日前までに、委員会へ不参加の連絡があった場合	・グループ連続2日券 ・個人連続2日券	4,000円
	・グループ1日券 ・個人1日券	2,500円
調査日から数えて3日前までに、委員会へ不参加の連絡があった場合	・グループ連続2日券 ・個人連続2日券	4,800円
	・グループ1日券 ・個人1日券	3,000円
調査日の前日までに、委員会へ不参加の連絡があった場合	・グループ連続2日券 ・個人連続2日券	6,400円
	・グループ1日券 ・個人1日券	4,000円
調査日までに、委員会へ不参加の連絡が無く、不参加の場合（調査当日に委員会へ不参加の連絡があった場合を含む）	・グループ連続2日券 ・個人連続2日券	8,000円
	・グループ1日券 ・個人1日券	5,000円

- 調査員は、第1項に定める不参加となった場合、調査日後、委員会からの通知に基づき、前項に定めるキャンセル料を委員会へ支払わなくてはならない。ただし、調査日が、調査規則第22項及び第23項に定める調査中止となった場合は、この限りでない。
- 前項の場合において、調査員が委員会の指定した期日までにキャンセル料の支払いがなかった場合、次年度以降の調査員応募を無効とし、調査員たる資格を付与しないこととする。
- 委員長は、調査員が不参加となった特段の事由があると認められる場合は、第2項に定めるキャンセル料を減免することができる。